

平成25年度第1回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時 : 平成25年4月19日(金) 午前10時開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 6階 1号会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第七次札幌市環境影響評価審議会委員

村尾 直人	北海道大学大学院工学研究院	准教授
佐藤 哲身	北海学園大学工学部建築学科	教授
佐藤 久	北海道大学大学院工学研究院	准教授
山本 裕子	北海学園大工学部社会環境工学科	准教授
五十嵐 敏文	北海道大学大学院工学研究院	教授
早矢仕 有子	札幌大学法学部	教授
西川 洋子	(地独) 北海道立総合研究機構	環境科学研究センター 研究主幹
宮木 雅美	酪農学園大学	農食環境学群 教授
吉田 恵介	札幌市立大学大学院	デザイン研究科 教授
遠井 朗子	酪農学園大学	農食環境学群 教授
妹尾 優二	(一社) 流域生態研究所	所長

計 11名

(2) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長	木田 潔
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境共生推進担当課長	米森 宏子
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境影響評価担当係長	宮下 幸光

2 報道機関

北海道建設新聞

3 傍聴者

7名

1. 開 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻前ですが、おかげさまで、ご出席予定の委員の皆様がご到着ですので、始めさせていただきます。

では、平成25年度第1回札幌市環境影響評価審議会を進めさせていただきます。

なお、本日ご出席いただきました委員の皆様は11名ということで、環境影響評価審議会規則第4条第3項の規定によりまして、会議は成立ということになってございます。

私は、前任の大江を引き継ぎまして、今年度からこの審議会を担当させていただきます米森と申します。よろしくお願いいたします。

あわせて、今、担当が席を外していますが、奥山という担当者に新たに担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2. 開会挨拶

○事務局（米森環境共生推進担当課長） では、本日の会議開催に当たりまして、環境管理担当部長の木田より、ご挨拶を申し上げます。

○木田環境管理担当部長 環境管理担当部長の木田でございます。

本年度第1回目の環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

皆様には、新年度早々の会議にご出席いただきまして、大変ありがとうございました。

本年度も、昨年度に引き続きまして、審議予定の多い年となっておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

本日は、二つの議題をご審議いただきたいと考えております。

一つ目は、（仮称）北部事業予定地一般廃棄物処分場事業環境影響評価準備書の部会報告を受けましての答申案についてでございます。今まで、部会3回を含みまして4回のご審議をいただいておりますが、きょうで最後ということにしたいと思っております。

二つ目は、昨年度、条例改正のあり方につきましてご議論いただきましたけれども、この内容を受けまして、条例で規定します技術指針に関連する項目の改正についてでございます。

これら二つの議題につきまして、皆様から専門的で忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎資料の確認等

○事務局（米森環境共生推進担当課長） では、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いしたいと思います。

まず、北部事業予定地準備書関係ということで、資料1-1の部会の審議結果についての報告です。後ろに部会審議概要が添付されております。それから、資料1-2の環境影響評価準備書について、答申ということでつけさせていただいております。あわせて、技術指針ということで、資料2の関係になりますが、資料2-1の札幌市環境影響評価条例に規定する技術指針の変更について、資料2-2の現在の技術指針の内容について、そして資料2-3の事後調査の必要性の考え方について、そして資料2-4の環境影響評価図書のわかりやすい公表について、それから、参考資料ですが、参考資料1の札幌市環境影響評価条例技術指針（現行）でございます。参考資料2の基本的事項・主務省令と技術指針の関係というものをお手元にご用意させていただいております。

今の時点で足りないものなどは何かございませんでしょうか。

また、会議途中に何かございましたら、いつでも遠慮なくお申し出いただければと思います。

3. 議 題

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、これから議事に入らせていただきたいと思っております。

進行は、佐藤会長によりしくお願いいたします。

○佐藤（哲）会長 それでは、早速、議事を始めたいと思っております。

本日の終了時間は12時となっておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

議題として二つ上がっておりますけれども、1件目の北部事業予定地一般廃棄物最終処分場事業の準備書から行いたいと思っております。

この準備書につきましては、部会で細かな審議をしてもらいましたけれども、まず、その審議結果についてご報告をいただきたいと思っております。

村尾部会長にかわりまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。資料1-1です。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 宮下でございます。今年度もよろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

まず、資料1-1の部会報告の説明に先立ちまして、本報告書作成までの審議経過について触れさせていただきます。

部会は、平成24年12月6日開催の平成24年度第7回環境影響評価審議会におきまして、本事業に係る準備書の審議を付託され、平成24年12月26日、平成25年1月18日、3月22日の3回にわたりまして審議を重ねていただきました。

部会の1回目から3回目では、事業者の出席のもと、各項目に関して詳細な審議により、部会報告に記載する項目の決定が行われました。報告書への記載が決定した項目としては、騒音、希少猛禽類、魚類、昆虫類、植物、生態系、景観、事後調査及び環境保全措置の検討についてでございます。

また、最終的に、報告書に記載が見送られた主な項目について、あわせてご説明いたします。

部会の2回目終了後、赤松委員から、エゾシカの侵入防止の件につきましてご意見がありました。事業者が配慮に対する見解や、処分場構造基準等から一定の対策は担保されると判断されることから、報告書には記載しないこととなりました。

また、同じく赤松委員からご意見がありました人と自然との触れ合い活動に係るモエレ沼公園やサッポロさとらんど管理者への説明と聞き取りにつきましては、事業者が追加で自主的に聞き取り調査を実施し、評価書の記載内容を充実させるという見解でしたので、本報告書には記載しないことといたしました。

次に、部会の3回目では、報告書の文案について審議が行われ、昆虫類、植物、生態系の記載表現について修正のご意見がございました。

昆虫類、生態系については、共通内容の整理、記載表現の簡潔化を求めるとご意見、植物については、移植先の候補地の生態系については特段の配慮は不要というご意見がございました。

これらのご意見をもとに、修正案を事務局において作成しまして、3月25日に各部会委員の皆様へメール送信させていただきましたが、さらなる修正等のご意見がございませんでしたので、今回、修正案どおり報告させていただくことといたしました。

それでは、村尾部会長にかわりまして、報告書を代読させていただきます。

「(仮称)北部事業予定地一般廃棄物最終処分場環境影響評価準備書に係る部会の審議結果について(報告)。

本部会は、平成24年12月6日開催の平成24年度第7回札幌市環境影響評価審議会において標記準備書の審議を付託されて以来、平成24年12月26日、平成25年1月18日及び3月22日の3回にわたり、慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、下記事項について、本事業の環境影響評価に反映させることが必要との結論に達したことを報告いたします。

記。

本事業は、工事着手まで数年の期間があり、さらに工事着手から埋立終了まで40年以上の長期に及び事業特性から、本事業による環境影響を最小限にするためには、事業の各段階における環境状況の把握とその結果に応じた適切な環境保全措置を講じることが重要である。

したがって、事業者においては、次に記載する事項に十分に配慮し、その結果を環境影響評価書に記載するとともに、今後の事業の実施に当たっては、専門家等の意見を聞きながら進められたい。

1 騒音について。

道路交通騒音に関して、現地調査を行った中沼町66番地(調査地点No. 2)において、現況騒音レベルが参考とする基準に適合していない。

このため、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行に係る騒音並びに廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行に係る騒音について、当該地点における本事業による影響の予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

2 動物について。

(1) 鳥類（希少猛禽類）について。

ア 事業実施区域内にオオタカの営巣が確認され、また、事業実施区域周辺においてチュウヒの繁殖行動が確認されていることから、当該猛禽類の生息環境に影響を及ぼすおそれのある工事に着手する前には、事業実施区域及びその周辺において生息状況の調査を行うこと。

イ 生息状況の調査は、継続的な把握が必要と考えられることから、当該猛禽類の生息環境に影響を及ぼすおそれのある工事着手の3年以上前から行うこと。

調査結果に応じて、営巣場所を回避するための施設設計も含め、必要な環境保全措置を検討すること。

(2) 魚類について。

ア 代償池の候補地の選定にあたっては、候補地の既存の生態系に配慮し、必要な調査を行うこと。

イ 代償池の環境整備においては、移植対象種の採餌環境や植生など生態系全体を考えて整備すること。

ウ 代償池の環境整備には時間を要すると考えられることから、速やかに代償池の候補地の選定及び環境整備に着手すること。

エ 移植は、試験的、段階的に行い、その結果に応じて慎重に実施すること。

(3) 昆虫類について。

ア クビボソコガシラミズムシ、キベリクロヒメゲンゴロウ、キベリマメゲンゴロウ、ガムシ、ハイイロボクトウ、スゲドクガの6種類は新たに環境省のレッドデータブックに掲載され、また、ヒザグロナキイナゴは北海道南西部の生息はまれであることから、これらの種の予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

イ 事業実施区域及びその周辺において、レッドデータブックに掲載されているコオイムシが生息している可能性が高いことから、確認のための調査及び予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

3 植物について。

ア フクジュソウ、ミクリ、エゾオオヤマハコベの移植にあたっては、それぞれの種の生育環境に応じて適切な候補地を選定すること。

イ 移植手法については、それぞれの種の特性を考慮した手法（株の移植、播種等）により段階的、試行的に行い、その結果に応じて慎重に実施すること。

4 生態系について。

ア 『地域を特徴づける生態系における注目種・群落』の選定において、典型性の観点

から、乾性草地にあっては鳥類及びトノサマバツタを、水域にあってはトンボ（ヤゴ）、ゲンゴロウ及びガムシを選定することが適切であることから、これらの種に係る予測評価を追加すること。

イ 上記の評価結果より、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

5 景観について。

ア 近隣住民の視点に配慮し、事業予定地近傍にある道道112号線上などから適切な地点を近景眺望点に選定すること。

イ 選定地点における予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

6 事後調査及び環境保全措置の検討について。

ア 事後調査の詳細の決定及び環境保全措置を検討する場合には、専門家等の助言を受け、より効果的な事後調査及び環境保全措置の実施に努めること。

イ 事後調査計画の記載にあたっては、調査項目、調査手法、調査地域、調査期間、事後調査の結果、環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応等及び事後調査結果の公表の方法（時期、手法等）を調査項目ごとに具体的、詳細に記載すること。

ウ 事後調査の調査手法においては、移植の状況が適切に把握できるよう、定量的な把握に努めること。」。

以上、村尾部会長にかわりまして部会報告をさせていただきました。

○佐藤（哲）会長 どうもありがとうございました。

村尾部会長を初めとしまして、委員の皆様には、約3カ月に及ぶ議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、今の部会報告をもとにして、答申案の審議を行いたいと思います。

答申案について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） では、資料1-2をごらんください。

答申案の構成についてご説明いたします。

審議会会長から札幌市長宛ての答申書本文と附属資料から成っております。

答申書本文の文面につきましては、部会からの報告を尊重いたしまして、資料1-1の記書き以下の文面と同様といたしました。附属資料の内容としては、附属資料の目次にございますように、諮問書、審議経過、審議会委員名簿、部会委員名簿、部会審議結果報告となっております。

なお、附属資料の5ページ目からの部会審議報告につきましては、その内容が本日の資料1-1と同じものですので、本資料では添付は省略させていただいております。

なお、答申をいただきました後は、答申内容をもとに、札幌市長から事業者へ意見を述べることとなっております。

なお、環境影響評価法では、札幌市長単独意見の場合でも、北海道知事も意見を述べることができるという規定になっておりますが、今回、道庁の担当部署に確認したところ、現時点では、今回の準備書については知事意見を述べないという口頭での回答をいただい

ておりますので、あわせてご報告いたします。

資料1－2の答申案の内容のご説明は以上でございます。

○佐藤（哲）会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、委員の皆様から、質問あるいは修正意見等がありましたらお願いいたします。

○五十嵐委員 前回の部会を欠席して、今さらこういうことを言うのは何なのですけども、用語的に少し気になるところがございます。

例えば、魚類2のエでしょうか、移植は試験的、段階的に行うというふうに書かれています。植物については、段階的、試行的に行うということで、魚類と植物では違う用語を使われているのか、それとも、どちらかに統一されるのかということが1点目です。

2点目は、6のイの最後のほうの表現ですけども、具体的、詳細に記述することというのは、何が具体的で、何が詳細なのかよくわかりません。それは区分をして使われているかどうかです。

それから、その下のウのところですが、適切に把握できるよう、把握に努めることというのも、余りいい表現ではないように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤（哲）会長 事務局からお願いします。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 部会報告としてではなくて、答申書のほうの…

…。

○五十嵐委員 そうです。そういうふうに理解していただいたほうがいいと思います。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 最初の魚類のところと植物のところは「試験的、段階的」、植物では「段階的、試行的」となっています。これは、言葉の問題で、合わせることは全く差しさわりありませんので、もし合わせるのだったら、最初に試験的、段階的と出ているので、そちらのほうが語呂がいいと思います。そういうことであれば、こちらで修正作業をさせていただきたいと思います。

それから、6番の事後調査の「具体的、詳細に」というところですが、今までの条例対象のものも法対象のものも含めまして、事後調査や評価書に書かれている部分は、余り明確ではなくて、例えば、いつの時期なのか、どういう手法なのかという記載がなく、今回の準備書におきましても、事後調査の実施項目は書かれているのですけれども、例えば、実際に環境影響評価で用いた手法により実施するとか、その時期はいつか、そういうことを書いてほしいという意味合いで具体的、詳細にという書き方をさせていただきました。

ウのところは、語呂が余りよくないので、移植状況が適切であるかどうか定量的な把握に努めることという文案もあるかと思いますが、そのほかにも修正のご意見がございましたら、文案を検討したいと思います。

○佐藤（哲）会長 いかがでしょうか。

○五十嵐委員 「具体的、詳細」というのは、両方同じことを言っているのです、どちらかにするほうがクリアだと思います。意味合いが違っているのであれば、その具体的な中

身について記載したほうが良いと思います。細かな話になってすみません。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 同じ意味合いですので、言葉がダブっていると捉えられるかもしれません。ここでは、「具体的」と「詳細」のどちらがよろしいでしょうか。皆様のご意見をいただきたいと思います。あるいは、それ以外の言葉が何かあればいただければと思います。

○佐藤（哲）会長 個人的には、「具体的」のほうが好きです。

では、今、五十嵐委員から指摘がありました点ですけれども、3番の植物についてというところで、「段階的、試行的」を「試行的、段階的」と入れかえるのでしたか。違いましたか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 上に合わせるのでしたら、「試験的、段階的」となります。

○佐藤（哲）会長 それから、6番のところは「具体的に」でいいですね。

それから、ウの最後のところは、「把握」が続くということで、宮下さん、何とおっしゃいましたか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 事後調査の調査手法においては、移植の状況を適切に把握するというので、最後の定量的な把握に努めることは残したいと思いますが、その前の段階で、移植の状況を適切に確認できるようなというのはどうでしょうか。

確認というのは、移植が適切に行われているかどうかというふうな表現でよろしいでしょうか。

○佐藤（哲）会長 いかがでしょうか。

移植が適切に行われているかどうか、定量的な把握に努めることですか。

もし、ほかにこうしたほうが良いというご意見がありましたら、お願いいたします。

○遠井委員 事後調査の調査手法においてはというウの文面ですけれども、事後調査の調査手法においてはというのは必要なのですか。事後調査においては、移植状況の適切性について定量的な把握に努めることというような趣旨ですね。ですから、その前もやや冗長な気がしますので、そこを削って、ここは、先ほど幾つか言っていた中のどれでもいいと思います。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） そうですね。「事後調査」の後にまた「調査」と出てきます。

ご議論の中で、今までのように、定性的に、ただ定着しているか、してないかを見るだけではなくて、今回、特に植物については株数が相当多いということがありますので、余り込み入った、詳細な調査ではなくて、少なくとも、数を数えられるぐらいですね。移植したものが定着したのか、あるいは、それが株分かれしてふえたのか、種でふえたのかということまではしなくてもいいのですが、最終的に、フクジュソウであれば400株移植したのがどれぐらいの数に今なっているのかということを確認しなければ、それがうまく行っているのかがわからないということもあって、基本的にはカウントをしてくだ

さいという意味合いでございます。

ですから、手法となりますと、その他のいろいろな手法があるかと思imasので、カウントをしてほしいということがメインで、遠井委員が言われたように、言葉としてダブっているので、事後調査でまとめてしまってもよろしいと思imas。

○遠井委員 先ほどご議論がありました植物と魚類の試行的、段階的に把握するというところと結局は対応しているわけですね。ですから、定量的な把握に努めて状況の適切性を把握し、それで順応的に対応しましょうという趣旨で書かれていると思imasので、2の(2)のエや3のイに対応するように書かれると、ここの定量的に把握する趣旨がより明確になるのではないかと思imas。余計にややこしくなりましたね。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 例えば、事後調査においては、移植の状況が適切に把握できるよう、試行的、段階的というふうに。

○遠井委員 定量的な把握によってですね。定量的把握をするという目的は、適切性ということについて客観的に見ましようということですね。客観的に見ることによって、結果に応じた柔軟な対応をしていこうと、試行的、段階的な方法ができるという目的がわかるようになればいいと思うのです。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 確認ですが、今のところに試行的、段階的という文言を入れなくてもいいということによろしいですね。わかりました。

例えば、移植の状況が適切に把握できるよう、定量的な手法に努めることとか、定量的手法を行うことという文言だと、またイメージが違いますか。

○遠井委員 そうですね。私は特に問題ないと思imasが、すみません。もう一度お願いできますか。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 事後調査においては、移植の状況が適切に把握できるよう、定量的な手法に努めることとか、定量的な手法の実施に努めることですね。

○佐藤（哲）会長 かなりいろいろ出てまいりましたけれども、きょうここで修正して答申ができそうな範囲ですか。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 申しわけございませぬ。後ほど修正案をご提示させていただいてということによろしいでしょうか。

○佐藤（哲）会長 それでは、少し文章を練っていただいて、皆さんに確認をしていただいてということにしましようか。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 事務局のほうで修正案をおつくりいたしまして、まず、委員の皆さんにご確認をいただき、ご了解をいただいたものを市長へ答申するということにします。

○佐藤（哲）会長 後日ということですね。

○五十嵐委員 言い出しっぺなので、ちょっと責任を感じていますがけれども、例えば、事後調査においては、移植の状況の定量的な把握に努めることと、シンプルにしてはどうですか。

適切に把握するのも、定量的に把握するのも、同じ意味だと思うのです。違えば違うかもしれないですけども、いかがでしょうか。すっきりさせたほうがいいように思います。
○西川委員 よろしいですか。

今、五十嵐委員の言われたとおりで十分だと思いますし、また後日というような内容ではなくて、言い回しの問題なので、それでよろしいのではないですか。

○佐藤（哲）会長 今、ぱっと直してということになりますか。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） では、いま一度、確認でございますが、五十嵐委員、もう一度お願いできますか。

○五十嵐委員 事後調査においては、移植の状況の定量的な把握に努めることでどうでしょうか。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） かしこまりました。事後調査においては、移植の状況の定量的な把握に努めることでよろしいですか。

○五十嵐委員 ちょっと「の」が多いので、「移植状況の」ですね。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 移植状況の定量的な把握に努めることと。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 今、修正できますので、本日、答申を行うことができますと思います。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） ほかになければ、すぐ修正をして、答申をいただけるように準備したいと思います

○佐藤（哲）会長 そうすると、この場で少し休憩とったほうがいいでしょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 若干の休憩をいただければと思います。

○佐藤（哲）会長 今、修正をするまで、少し時間、休憩にいたします。

再開の時間は、ちょっとはつきりしません。

[休 憩]

○佐藤（哲）会長 再開いたします。

修正が終わったので、今、私が確認いたしましたけれども、これでよろしいです。

それでは、答申を渡すということでよろしいでしょうか。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、市長の代理ということで、環境管理担当部長の木田にお渡しいただければと思います。よろしく願いいたします。

○佐藤（哲）会長 「札幌市長上田文雄様。

平成25年4月19日。

札幌市環境影響評価審議会会長佐藤哲身。

（仮称）北部事業予定地一般廃棄物最終処分場事業環境影響評価準備書について（答申）。

平成24年11月14日付け札幌対第51002号にて当審議会に諮問のあった標記の件について、鋭意審議を重ねてきたところであるが、この度、別紙のとおり結論を得たの

で答申する。」。

〔答申書の手交〕

○事務局（米森環境共生推進担当課長） ありがとうございます。

この後の手続の流れといたしましては、この答申の内容を十分反映し、尊重いたしまして、事業者にも5月10日までに意見書を提出することを予定してございます。

市長の意見書につきましては、ホームページ等でも公表させていただき予定してございます。

○佐藤（哲）会長 では、これで準備書についての審議は終了ですけれども、魚類の専門委員としてご参加いただきました妹尾専門委員、また、きょうはご欠席ですけれども、昆虫類の堀専門委員には、大変貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、妹尾専門委員はこれにてご退席ください。どうもご苦労さまでした。

〔妹尾専門委員は退室〕

○佐藤（哲）会長 それでは、二つ目の議題の審議に移りたいと思います。資料2のシリーズです。

では、最初に、資料2-1について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） それでは、資料2-1をごらんください。

まず、網かけをしています1の技術指針とはというところをご説明いたします。

技術指針については、条例第5条に規定されておまして、環境影響評価の手続が適切に行われることを目的として、科学的知見に基づいて、環境影響評価の項目ごとの調査、予測、評価の手法を定めたものでございます。

技術指針の策定者は札幌市長となっております、変更する場合は、当審議会のご意見をあらかじめ聞くこととなっております。現在の技術指針は平成12年5月に策定されまして、平成22年3月に一部変更がなされたものでございます。

次に、2番の技術指針変更の必要性についてでございますけれども、今回、審議会のご意見をお聞きすることになりました主な理由について、(1)から(3)まで記載しております。

まず、一つ目として、今回の条例、規則の改正に伴うものです。二つ目として、本審議会での条例改正のあり方についてのご審議の際に、条例や規則本文ではなく、技術指針において規定することが望ましいとされた事項があること。

それと三つ目として、法の改正では、各事業の共通事項を定めた基本的事項と事業ごとの主務省令の改正が行われておりますが、それに伴いまして、法における技術的な指針と条例における技術指針が大幅に異なった場合に、環境影響評価の手続に混乱が生ずることが懸念されますことから、本条例の技術指針においても、主務省令との整合性について検討する必要があると。

この三つでございます。

なお、今回、参考資料 2 としまして、法と基本的事項、主務省令の体系、条例の技術指針の体系につきまして参考資料 2 ということでご用意させていただいております。あわせてごらんいただければと思います。

3 番に、審議会でご審議いただきたい内容として五つほど記載しております。

上から順番に、配慮書手続について、風力発電所に関する環境影響評価項目等について、三つ目として事後調査の必要性の考え方、四つ目として環境影響評価のわかりやすい公表について、最後に技術指針等を定める主務省令で改正された事項についてということで、五つ予定しております。

4 番目に審議会のスケジュール案でございますが、本日の 1 回目ご審議いただくほかに、6 月上旬から 6 月下旬を今のところ考えております。なお、審議会開催につきましては、ほかの案件の提出状況等によりまして、予定より若干前後する可能性はありますのでご承知いただければと思います。以上でございます。

○佐藤（哲）会長 ありがとうございます。

今の説明に対しまして、何か質問はありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 特にないようでしたら、このような内容で、このスケジュールに沿って審議を進めていきたいというふうに思います。

それでは、引き続きまして、現行の技術指針の内容ということで、2-2 について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） では、資料 2-2、現在の技術指針の内容についてご説明いたします。

この資料の中で、右側の各見出しのところに、矢印で参考資料 1 の該当するページを記載しております。この場で全てを説明することはできませんので、これを参考にござんになっていただければと思います。

それでは、資料 2-2 を順にご説明いたします。

まず、技術指針の構成でございますが、第 1 として趣旨が示されております。

第 2 として、方法書等の記載内容について書かれておりますが、これは別表 1 を基本とすること、平易な文章や図表の使用などについて記載しております。

別表 1 は、今回の資料 2-2 にはつけておりませんので、参考資料をごらんいただきたいと思います。

第 3 として、環境影響評価及び事後調査を行うに当たっての基本的事項として、手順、環境要素、自然状況を勘案した札幌市の地域特性、項目及び手法の見直しなどが規定されてございます。

第 4 として、環境影響評価及び事後調査の手順が規定されておりますが、これについては、この後、順にご説明いたします。

第 5 のその他として、施行期日、経過措置の規定等が定められております。

技術指針の構成は、以上の五つから成っております。

では、先ほど、第4に規定されております環境影響評価及び事後調査の手順について、ご説明いたします。

まず、最初に方法書段階についての規定が記載されております。

いわゆるスコーピングと呼ばれる段階でございますが、資料2-2では(1)に記載されていますように、対象事業の特性の把握を行うことになっております。具体的な項目については、アからオまでの四角で囲んだこの5項目について、把握を行うことになっております。

次に、(2)として、対象事業実施区域及びその周辺の概況の把握を行うこととなります。これについては、その下に別表3が一部抜粋で記載しておりますが、これについて参照し、各区分に応じて調査項目を検討していくこととなります。

次に、(3)として、関係地域の設定及びその概況の整理を行うということになりますが、関係地域というのは、ここに書いておりますように、対象事業の実施により1以上の環境要素が影響を受ける地域を関係地域と設定し、その概況を整理することとなります。

資料をめくっていただきまして、3ページ目の(4)でございますが、事業者は、今までの(2)(3)の状況を踏まえまして、環境影響評価の項目の選定を行ってまいります。

別表4を一部抜粋で記載しておりますが、事業種ごとの基本項目がございまして、これを参考にして項目の選定を行うこととなります。

この資料では、例として、一般道路に係る基本項目を掲載させていただいております。項目の選定に当たっては、専門家の助言を受けること、基本項目を選定しない場合についてはその理由、選定した場合もその理由、そういう整理についても記載をしてくださいというふうになっております。

資料2-2の3ページ目の一番最後のところに、どんな場合に基本的項目を選定しないかということの一般的な例を書いております。

次に、めくっていただきまして、4ページ目をごらんください。

これは、先ほどの(4)に選定した項目について、別表5を参照して、調査、予測、評価の手法を選定することとなります。別表5は、事業ごとではなくて、大気質とか、騒音、振動とか、環境要素の項目ごとに定めたものであります。

吹き出しで、別表3と異なり、事業ごとではないという注釈を入れさせていただいております。

以上が、方法書段階の内容でございます。

次の5ページ目をごらんください。

方法書で定めました各手法をもとに、あるいは、市民意見、市長意見を踏まえまして、事業者は、必要に応じて、各手法の再検討を行うこととなります。それについては、最終的に、どのように変更を行ったかということ準備書に記載してもらうことになっております。

それに基づきまして、事業者は、調査、予測、評価を行い、その内容を準備書に記載していきます。技術指針では、調査、予測、評価のそれぞれの段階で、どういう点に留意していけばいいのかということも規定しております。

次に、事業者は、評価計画に基づいて、環境保全措置について検討しますが、その内容は、皆さんご存じのように、回避、低減、環境基準などの目標達成に係るもの、そして、移植等の代償措置などがございます。

それぞれの措置に対して検討した結果を、事業者が実行可能な範囲のものかどうか、さらに検討を重ねまして、その結果を整理したものを準備書に記載していくというような手順になっております。

準備書の中では、事後調査の計画についても記載することになりますが、それまでの評価に基づいて、事後調査の必要性、事業の特性や関係地域の状況なども勘案しまして、事後調査項目としてどういうものを行うかというものを選定し、それに基づいて、その項目の適切な手法をまた選定していきます。

これに関しては、専門家の助言を受けながら計画を策定することが重要となっていくということで、その事後調査計画についても、準備書に再度記載していただくことになっております。

ここまでの、準備書段階までの概要でございます。

準備書に対する市長意見や市民意見、審議会のご議論等を踏まえまして、最終的に評価書という図書をつくることになりますが、これについては、それぞれの意見などを踏まえまして、準備書の内容を変更し、最終版である評価書をつくるということです。ですから、準備書のことを評価書案という呼び方をしている自治体条例もございます。札幌市の場合は、法と同じように、準備書という名称を使っております。

最後に、事後調査に関する規定について、簡単に、現行の状況についてご説明いたします。事業者は、評価書に記載した項目、手法に基づき事後調査を実施しますが、その調査計画を踏まえ、評価書に記載された措置のうち、事後調査結果に応じて講じるとした措置について検討していくこととなります。

なお、技術指針自体に記載はございませんが、条例39条がございまして、その各号で、事後調査報告書は市長に提出することとなります。現行の条例では、市長が告示、縦覧、市民意見の募集を行い、意見があった場合は意見書の写しを事業者へ送付するという規定になっております。

これについては、事後調査のあり方について、条例のご議論のときに答申をいただきましたが、それ以降の手續、事業者が公告縦覧を行うというような改正のご意見をいただきましたので、現行からさらに発展させた形をとることになっております。

以上、簡単ではございますけれども、現行の技術指針の構成及び内容の概要についてのご説明でございます。

○佐藤（哲）会長 ありがとうございます。

それでは、質問はありませんでしょうか。

○遠井委員 もしかしたら、ちょっと的外れな質問かもしれませんが、先ほど、技術指針改訂の理由のところで、条例の改正というものがありませんか。たしか、この際には、配慮書という手続が入り、代替案を提示しましょうという改正が入ってきたと思うのですが、そうした代替案の検討、比較検討するときの基準も、同じ技術指針が使われると考えられるのですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） そのとおりでございます。法においても、配慮書についての基本的事項が改正になっております。

各省庁の主務省令についても、まだ全部出そろってはいないのですが、環境省のものは一部出ております。配慮書段階でどういう手続をするのかということが記載されています。次回の審議会で、そこら辺の手続の案をこちらで作成しまして、皆様のご意見をいただきたいと考えております。

○遠井委員 もう一つ、これも確認ですが、いただいた資料の2ページ目に、対象事業実施区域と関係地域と対象事業実施区域の周囲の概況という3層構造がありまして、どこまでの影響を評価しているのか、私はよくわからなかったのですが、技術指針で評価をするのはどこの範囲なのかということと、例えば、今度、風車が入ってきた場合、今、ありますように、他の自治体で建設されているものも、例えば市域への影響もありますし、逆に、札幌市域でつくったものが他の自治体の市町村域に影響を与えるという越境的なこともあると思います。また、生物多様性ということになると、とりわけ、そういう側面が大きくなると思うのです。そうした地域や区域というときに、そういう市域を超えた影響も評価されるのかどうかということと、その場合の情報提供のあり方というか、それは技術指針ではないかもしれませんが、何かルールとか規則はあるのかなという質問です。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） まず、一般的に、例えば、札幌市域の事業で、札幌市域のみの影響範囲という場合は、施設自体の存在及びその土地の改変によってもたらされる影響について、実施区域のみならず、関係地域までが評価の対象となります。

これについては、関係地域は、札幌市条例においては、方法書の段階で定めることになっております。法の場合は、準備書の段階で初めて示されます。ですから、ちょっと状況が違いまして、その周囲の点線で囲っている四角い部分ですね。関係地域も含めた周囲の状況がどんなふうになっているのかという状況をまず把握してください。その状況把握によって、関係地域がどこまで広がっていくかが判断されることになっております。

審議会では、この関係地域の設定が果たして妥当なのかどうかということもご審議いただくということです。

それから、市域を超える場合については、これは道との調整によるのですが、条例の中でも道条例を使うのか市条例を使うのか協議する規定等があります。関係市町村との協議の規定等も現行の条例本文の中にございます。

基本的に、札幌市の市域につくって、関係地域、影響範囲が札幌市内に限定されるもの

には市条例で、それを少しでも超えるものについては道条例を適用する方向で、道条例のつくりもそうとなっておりますので、基本的に道条例の対象事業になることが多いかと思えます。

関係市町村との協議の場合は、例えば、札幌市と小樽市や江別市との協議もございますけれども、当然、複数の市町村にまたがる場合で、道条例の対象になる可能性が高いので、その場合は道が実質的な事務をとっていただく形になります。

○遠井委員 わかりました。結局、地域自体もその話し合いの中で決めていくということですね。

また、先ほどのまたがる事業の場合は道条例の適用にすることはわかったのですが、またがらないけれども、影響が超えていく場合も道条例の適用の可能性にはなるのですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 他市町村で、明らかに影響範囲があり、関係地域として設定できるものについては、道の今の考えでは、道条例で行いたいという考えが強いです。

ですから、審議会でご議論いただき、答申をいただいたものを、札幌市長として知事へ意見書を出して、知事が各市町村を集めて事業者へ出すという形になると思います。

○遠井委員 道条例に振り分けをするか、市条例に振り分けをするかという最初の段階での判断は、札幌市がイニシアチブをとって判断されるのですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 道の担当部局と協議しながら、どちらをとるかを決めます。

一般的に、事業を行う場合に、手続きを開始する前に事業者からの相談を受けて、市、道、事業者が3者で協議しながら、どちらの条例で行うか協議するということは従来からやってきております。

○佐藤（哲）会長 ほかにありませんでしょうか。

どうぞ。

○早矢仕委員 今のお話を聞いて、ちょっと細かいことで恐縮なのですが、先ほどの北部事業予定地があったときに、準備書ができて、それをもって、道にも意見を聞いているというか、ほかの地域にも影響があるというか、あれは、札幌市の担当なのだけれども、もしかしたら周辺に影響があると聞いたということになるのですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 北部は法対象なものですから、方法書の段階では、関係地域が示されません。準備書になって初めて示されますので、準備書を作成する際に、事業部局と市と道庁のほうで、数回の会議を開き、影響範囲がどこまでかかるのかということで検討をしております。

道は、札幌市域に限定されるだろうという判断をされましたので、札幌市長単独意見という形の取り扱いをしております。

法対象事業なのですが、準備書に係る部分については、条例で事務規定をつけて

いますので、それに基づいてやっているということです。

○早矢仕委員 それで手続的にわかったつもりなのですが、これができるという段階で、もう一回、意見はあるのかと、道知事が意見を述べることができるということでしたか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 去年の4月に法の一部施行を受け、5月の議会に一部改正の条例案を提出し、可決成立したということは皆さんにご報告させていただいております。法改正の際に、札幌市が市長単独意見を言える政令市としての認定を受けましたことから、影響範囲が札幌市に限定されるものについては、市長意見を、知事を経由しないで事業者へ直接出してくださいということになりました。

また法では、政令市長の意見とは別に、都道府県知事は意見を出すことができるという規定になっていまして、出さなければならないという規定にはなっておりません。知事意見を出す出さないは知事の判断ですので、今回の北部に関しては、知事意見は出さないというふうに聞いております。

○早矢仕委員 ということは、その場合は、道知事は、たとえその影響が札幌市内の範囲内であっても意見を言うことができるということです。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） そういうことです。

○早矢仕委員 では、今回、準備書ができてお聞きになったというのは、札幌市から影響が超えますかということではなくて、札幌市だけであったとしても、道知事は意見を述べるることができるということですか。理解できました。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 実際は、道は札幌市のアセス審議会の皆様のご意見を尊重してくださったのかなというふうに思っております。

道の審議会の各委員の先生にも、北部の準備書の内容についてはごらんいただいているようございまして、特にご意見はなかったということです。

それから、道庁内部の各部局でも、アセス手続の中で強く意見を言うという項目はないと聞いております。

そういうことで、知事は意見を言わないということになったようございまして。

○早矢仕委員 影響が札幌市外にあると思われる場合は意見をくれというふうに聞いたのですが、そうではないということですね。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） そうではないです。

○早矢仕委員 そうではないのですね。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） そもそも、これについては、札幌市内の案件なのだけれども、知事もという取り扱いになったので、意見は述べることができるということになったようございまして。

○早矢仕委員 では、道庁の担当者の理解はちょっとおかしいということですね。ここでは、札幌市以外にも影響があると専門的に思われるなら意見をくれという形でみんなに聞かれているようだったので、申し上げました。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） そういう連絡が来たということですね。

○早矢仕委員　そうです。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長）　恐らく、この準備書の中では、札幌市だけに限定される影響だというふうに判断されていますが、各専門の先生のご意見では、いや、それはもっと広げるべきではないかということもあるのではないかと。そうなった場合には、当然、これは修正をかけて調査範囲を広げなければならないだろうということの確認のためだったのではないかと思います。

○佐藤（哲）会長　ほかにありませんでしょうか。

○佐藤（久）委員　ちょっと時間がかかりそうなのですが、ちょっと早目に申し上げます。

資料2-2の4ページの別表5の意味合いがわからないのです。

まず、事業者は、準備書をつくるときに、参考資料1をまず見るというイメージでよろしいのですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長）　参考資料1は、今の技術指針の全てですので、皆さんにお配りしている資料2-2は、その中から、この審議会の委員の皆様へのご説明用として抜粋したものでございまして、別表5が、82ページまでとなっている中に……。

○佐藤（久）委員　3ページの（5）はそういうことではないのですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長）　参考資料1の3ページから5ページについては、調査、予測、評価の手法の選定について文章で書かれていまして、その中で、別表5を活用してくださいということで、38ページから81ページまで各事業種ごとに、この丸印がついているところを基本項目として考えてくださいということです。

当然、事業によっては必要のない丸印もあるでしょうし、さらに特性に応じて追加すべきものも出てくるだろうということで、あくまでも目安としての指針ということで、この表の中を参考に選んでくださいということになっております。

○佐藤（久）委員　では、別表5というのは、一例ということですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長）　一部抜粋というふうにタイトルに書いています。

○佐藤（久）委員　別表5の中身は一例ということですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長）　内容は別表5のそのままのものです。大気質の部分について、そのまま書いたものです。

○佐藤（久）委員　例えば、評価手法は、この二つだけということではなくて……。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長）　これは、一般的にやられている方法を書いておりますので、それ以外にも新しいものやもっといい評価の仕方があれば、それを自主的に選んで決めてほしいということです。

○佐藤（久）委員　わかりました。

○佐藤（哲）会長　ほかにありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長　どうもありがとうございました。

予定では、ここで休憩となっておりますが、ちょっと時間も過ぎておりますので、続けさせていただきます。

先ほど、資料2-1の説明がありましたが、3番に変更を検討する事項として5点ほど挙がっております。そのうち、きょう審議していただきたいものの一つは、事後調査の必要性の考え方について、もう一つは、環境影響評価図書のわかりやすい公表についてです。この2点についてご審議をお願いしたいと思っております。

では、初めに、事後調査の関係の資料2-3について、事務局から説明をお願いします。○事務局（宮下環境影響評価担当係長）では、資料2-3についてご説明いたします。

表ページと裏ページの2ページの構成ですが、最初に、表のページのご説明をします。

表面の記載内容につきましては、昨年度の審議会の7月、8月、11月にご用意したものと同じでございます。事後調査とはということで、2行を四角で囲んでおります。環境保全措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講じるものである場合のときに、環境状況把握のために行う調査を事後調査と言うといった規定でございます。

その下に、四角で①から④まで現行条例の中で事後調査を行う場合の考え方がどれに該当するのかということが挙げられております。

これは、大前提として、環境への影響の重大性に応じてというものが第1段階としてございまして、それぞれ①から④に該当する場合ということです。

この考え方については、現在の技術指針には明文化していませんが、環境影響評価法における事後調査の考え方として、従来から、札幌市の条例の中で取り扱いをしております。

中段に、今までの皆様のご意見をまとめたものとして五つほど書いておりますが、①から④の考え方は、改正後の条例においても考え方を継続するということです。そして、①から④に該当しないものの⑤として、その他市長が認める場合を追加するかどうか、検討を続けることになっております。

最後に、先ほど、明文化もされていないということで、例えば、①から④に相当する具体的に事例も記載したらどうだろうというご意見がございましたので、そういうものをまとめて、今回、たたき台として、裏面に現行の技術指針に追加で規定する部分について書かせていただいております。青字で印刷されている部分です。

ここで、⑤のその他市長が認める場合ということですが、この技術指針自体は、事業者がアセスメントを行う上でのガイド的なものになっておりますので、その他市長が認める場合という表現自体は、法令等による条文規定とはちょっと違うものですから、そのままではちょっとなじまないと考えてございます。

それで、今回、この資料では、⑤に相当する文案については記載しておりませんが、今回のご議論の中で、やはり必要だということになりましたら、改めて文案を事務局で提案させていただきたいと考えております。

なお、それぞれに①から④について、例えばこのような場合という例が書かれておりますが、これ以外にも相当するような例をご提示いただければ、私どもも参考にさせていただきます。

だきたいと思います。

以上が資料の説明ですけれども、この変更案について、各委員のご意見をお願いしたいと存じます。

○佐藤（哲）会長 ありがとうございます。

①から④は残すということで確認できていると思うのですが、一つは、それ以外の⑤と表現されていますが、それ以外のことを載せるかどうかです。

もう一つは、⑤が仮に加わるとしたら、例としてどういうものがあるのかといったことに関して、①から⑤にかかわる具体的な例があれば出していただきたいということです。

いかがでしょうか。

○吉田委員 質問も兼ねてなのですけれども、この事後調査の必要性の考え方というところで、③のところ、工事中または供用後においてとして、どっちかというふうになっていると思うのです。ですから、回数としては1回かなと思うのですが、それで、⑤の裏面を見ると、例えば、工事がわりと長期にわたるような場合がございます。公共事業は、お金の関係もあるので、特に期間が長い場合の工事中の影響が随分大きいと思うのです。

いわゆる供用後だけではなくて、工事中もプラスで、またはではなくて、両方という場合をこの中で読み取る場合は、どこに当たるのか、①なのかという質問です。

その重要性も高いと思うので、どこかで読み取ればいいかなと思います。

○佐藤（哲）会長 工事中またはしてしまうと、どちらかやればいいという意味にとられてしまうということですね。

それは、今、吉田委員がおっしゃったようなことが現実に起こると思いますけれども、どうでしょうか。それがあれば、工事中ですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） またはというのは、どちらかという意味ではなく、両方の意味が入っております。工事中であっても保全措置が必要な場合や、供用後であっても必要な場合や、両方ある場合もございますので、その事業の状況においてという意味で、どちらかを選ぶということではございません。

今、吉田委員が言われた長期に及ぶということは、保全措置について、工事中の影響期間が長いということで、それをより詳細なものにするための調査もございまして、余にも長いと、状況を調査して予測してものの条件が変わってくる、不確実性が必要にある、どうなるかわからないという場合は、①番でも考えられるかなというふうに私どもは従来捉えております。

○佐藤（哲）会長 では、意味としては、吉田委員がおっしゃったようなことは大丈夫ということでしょうけれども、言葉の問題はありますね。

○遠井委員 多分、今、おっしゃったように、またはというときに、どちらか一方でなければいけないというのではなくて、両方の場合は、どちらも入りますという趣旨で解釈できると考えられると思います。

例えば、英語の文章であれば、大抵はアンド・オアと両方併記されます。アンド・オアを日本語訳でまたはという位置づけでやっていることを考えれば、何か変ですけれども、そういうものが割によく使われていますので、問題がないのではないかと私は思います。

○吉田委員 その理論もわかりますけれども、前提の部分ですね。例えば、いわゆるアセスメントをする企業からすれば、我々とはまた違い解釈をして、どちらかやればいいのではないかとということもあると思います。その辺が争点になったときに、どこかで何かを書こうと思ったときに、最後の青字の⑤のところとか、どこかで何か書いておいた方がいいのではないかと思いました。

○佐藤（哲）会長 いかがでしょうか。

意味合いとしては、今お話しされたことですけれども、誤解してとられる可能性もあるといえますか、利用されるといえますかね。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 吉田委員がご心配されているのは、両方かぶさったという被さったときという意味合いでございますね。そうすると、両方かぶさっているということは、工事中でもあり、供用後でもありという状況でよろしいでしょうか。

○吉田委員 これは、また後でもいいと思うのですが、具体的なこの事例の中で、工事の実施と土地または工作物の存在及び供用というところに、それぞれの影響要因の区分に丸を打っていますね。その表が出てくると思うのですが、このあたりをどこまでやってもらうかという話になると、やはり期間との関係があって、短期間で終わるものだったら、工事の実施の中ではそんなに影響がないだろうけれども、長期間の場合だったら、例えば、生態系とか、利用とか、そういうところに影響が出てくるのではないかと考えたのです。

ちょっと工事期間が気になったので、今のような質問をしました。

○佐藤（哲）会長 事務局から、何かありましたらおっしゃってください。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 例えば、工事期間が北部事業予定地のように長い場合に、工事中の影響についても調査をしますというふうに事業者が準備書の中で計画したら、その具体的な内容について、先ほどもありましたけれども、どうやってもらうのか、どういう時期にどういうものをやるのが一番適切なのかというのを事業者がきちんと明記していればいいのですが、熟度の低い段階では、なかなか表現し切れないような場合に、審議会からの意見を出していただいて、アドバイスのなものもあるでしょうし、指摘事項的なものもあるかと思いますが、そのためにご議論をいただいているということでございます。

事業者に、最初から全て完璧な図書なり計画なりをつくれと言っても、なかなか難しいところもあるのかなと思います。そのために、アセスメントの中で、こういう審議会や市民の意見を聞いて、コミュニケーションをとりながら、アドバイスを参考にしながらつくりあげていくということを考えております。

ただ、事業者が自ら考えないで、全て技術指針を丸写しという図書がよくあります。市で規定しているから、そのまま書いてきましたというようなところがあるので、そのよう

な指針ではないということを説明しています。自らから考えて、適切なものを選ぶなり、考えてくださいというふうに説明しております。

そのようなことから、余り詳細に内容を規定した技術指針にはしたくないなというふうには考えております。

○佐藤（哲）会長 先ほどから話が出ているように、実質的には、その審議の中できちっと解決していくといたしますか、そもそもここで言おうとしていることは、内容的には特に問題はないといたしますか、含んでいるということだと思えます。もし、どうしてもこのところをこういうふうに変えたほうが良いということがあれば、具体的に述べていただきたいと思えます。

○吉田委員 私が時間とつてもしょうがないと思うのですが、趣旨は同じで、青字のところを見てそのように思ったので、読み取れるのだったら、別にいいのではないかと思います。

○佐藤（哲）会長 それでは、そういうことにしてよろしいでしょうか。

○遠井委員 一つだけ、瑣末なことなのですけれども、こちらの最初のご説明のときには、事後調査の必要性の考え方で、環境への影響の重大性に応じてとありましたので、これは、比例的に考えるのかなと思ったのです。小さい場合は少しだけ、大きな場合はきちんと評価するという趣旨かなとお伺いしていたのですけれども、裏側のほうになりますと、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは選定することができるというふうに限定されるようになってきていますので、重大な影響のときのみ事後調査をするというふうに明記したと考えていいですか。

その重大性が事業者と争われる余地が出てくるかと思うのです。

それでも、一応そういう枠はつけていますということなのでしょう。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 裏面の青字で書いて、特に下線を引いた環境の影響の重大性に応じてというのは、同じ意味合いでございます。

ですから、これを指針に書くときに、程度が著しいと。では、どの程度なら、どういうものなら著しいのかどうかということまで具体的に書き込むことは難しいと思えます。

その事業自体の状況に応じて、個々の事業によって変わってくる可能性があります。例えば、同じ数字で予測結果が出たとしても、例えば50という数字の場合、ある事業では50はたいしたことがない、この事業では50は大変な影響を与える数字だということがあると思えますので、それは案件ごとの判断になると思えます。

例えば、50キロメートル制限のところを51キロメートルになればそれでアウトというふうに、数字として出せるものであれば、法律で決められているから、それは絶対に守らなければならないことであるというものであればいいのですが、よく、騒音で、現況が環境基準を超えているが、その事業によって上乗せされる分はほとんどなく回避、低減の措置をとられているのであれば、重大性が大きくないので、事後調査をする必要はないという事例があります。現況を超えているのは、事業者の責任ではありませんので、それを事

業者に転嫁することはできないと思います。

○佐藤（哲）会長 結局、事業者のほうで最初にそれを自分たちがやるかどうかというのを出すわけですね。それで、審議会で審議して、さらにすべきかどうかという議論が始まり、その中で、最終的にどうするかを事業者のほうで判断するということですね。

ほかにご意見はありませんでしょうか。

○五十嵐委員 裏のページですと、普通に読むと下線の引いてある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときの具体的なものとして①から④のように読み取れてしまうのです。ですから、実際に、1ページ目はそういう意味ではないので、表現は少し考えられたほうがいいと思います。下線イコール①から④と解釈されるおそれがあるというふうに感じました。

○佐藤（哲）会長 全体として、著しいということが前提にあってという話でしたね。それで、具体的にその内容がまず大前提で、具体的に何をやるかということになると、①から④のようなことで対応するということですね。

○五十嵐委員 重大性に依拠してなので、重大性が大きければやらなければならないのですが、たとえ、不確実性が大きくても、重大性がなければやらなくてもいいと私は思うのですが、それが、そういうふうにはなっていないのではないかと思うのです。

○遠井委員 さっきお答えすべき問題だと思いますが、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合等において、以下のおそれがあるときはと書いていますので、今おっしゃったようなことは、これで担保されているのではないかと思います。

つまり、不確実性が大きい場合であり、かつ、影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合等においてとありますので、今、おっしゃったような趣旨は、この文案でも担保されているのではないかと思います。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 技術指針は条例を受けているものですから、ある程度、法令的な文書の解釈部分が出てくると思います。この後にご議論をいただきますけれども、わかりやすい公表とか、図書の内容をわかりやすくしてくださいと言っておきながら、指針を策定している札幌市がわかりにくい表現を使用しているのであれば、問題があると思います。こちら辺については、表面の事後調査のあり方の趣旨が反映できるような表現について、もう少し誤解の受けないように考えていきたいと思っています。

○佐藤（哲）会長 ありがとうございます。

今後、きょういただいた意見をもとにして、よりわかりやすい表現に変えていくということをお願いしたいと思います。

そして、⑤についてです。この4項目でいいのかどうかと、これ以外に該当しないようなことが出てきた場合を考えて、そのほかに必要なものですね。市長が判断するという表現はよろしくないということですが、ここに出てくる以外で、どなたか忘れちゃったけれども、世の中の変化が激しいので、予想しなかったようなことが出てきた場合に対応できないと困るので、⑤が必要だということがあったと思います。

これについてはいかがですか。

○吉田委員 これも言葉の問題で、主語の話ですけれども、先ほど、事業者が、事後調査の必要性を感じて、こうやりましょうということを書いていますね。下のほうは、その他市長が必要と認めるということで、これは、我々が認めるところで、この辺が一緒になっていると、ちょっと混乱するかなという気がします。

○佐藤（哲）会長 それは、先ほど説明がありましたけれども、市長がというのはおかしいです。やっぱり、事業者が自主的にやるということですから、①から④も同じことだと思うのですけれども、自分たちで何か出してきて、ここで審議して、それをもとにして事業者は考え、判断するということですね。

○吉田委員 そうです。そういうことでしたら、そういう趣旨の主語を使った言葉を⑤に入れることになります。

○佐藤（哲）会長 ⑤が必要かどうかということに関してはいかがでしょうか。

①から④で十分だということであれば、そういう考え方もあると思います。実際にそうおっしゃった方もいると表面に書かれております。

○遠井委員 法律の用語として、市長が必要と認める場合がなじまないというのはどういう趣旨なのか、もう一度ご説明いただけますか。

もし、あることが問題でなければ、入れておいても問題にはならないと思うのです。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 事後調査の項目として、これを選定する、しないに当たっては、最終的に市長の意見書として、どの項目において事後調査をすべきであるということになりますが、この技術指針というのは、事業者がアセスの手続を進めていくためのもので、事業者が準備書を作成する前に、市長は意見を言っているのかということになってしまいます。

ですから、市長が認めるということでは、事業者が事後調査計画を立てるときに、この項目をやりなさいというふうになってしまいます。ですから、市長が認める場合、必要とする場合という文言を入れることはちょっと難しいと考えております。

技術指針自体の意味合いが、事業者がこれに基づいて自主的にアセスをやってもらうための指針、ガイドラインであるというふうに解釈してもらいたいと思っております。

○佐藤（哲）会長 具体的な例をとということもあったのですけれども、もう一つ話をしておきたいことがあるものですから、これはどうでしょうか。

皆さんに①から⑤についてはこういうものがあるということを経路メールか何かで事務局に出していただいて、少し整理していく中で、⑤が必要だということになっていくかもしれないので、そういうことで少し時間をとっていただくことでいかがでしょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 技術指針自体は、できれば8月中に私どものほうで改正の作業を終わらせたいと考えております。

道条例自体、10月1日施行が決まっておりますので、市条例もそれに合わせないと、空白期間が出まして、万が一、道条例と市条例両方で事務をとらなければならないという

ことになりますと、事業者にもいろいろと迷惑をかけますので、できれば8月中に条例規則、技術指針と3点セットで改正を終わらせて、9月に周知を行いたいと思っています。

今回の審議会は6月中旬ぐらいを考えておりますので、5月の中旬ぐらいまでに、いろいろな事例、どの場合に考えられる事例を出していただき、①～④のどれに該当するか、あるいは⑤に該当するのではないのかということをご委員の皆様からご提示いただければ、我々も非常に参考になりますので、お願いしたいと思います。

○事務局（木田環境管理担当部長） 要するに、この4項目限定列举ということで四つだけに限定するかどうかという議論を今していると思います。五つ目については、先ほど申し上げたとおり、市長が定めるという言い方は適当ではないということで、必要であればほかの文章を考えます。限定するかどうかというところでは、「次の各号のいずれかに該当すると認められる場合等」ということで、一応、ほかのものが入れられるようなゆとりは持たせているので、念のためご説明いたします。

○佐藤（哲）会長 では、暗に⑤が入っているということですか。①から④以外にもということですか。

○吉田委員 基本的に事業者が行うものだと思います。ですから、事例を入れれば入れるほど、相手の行動を縛るということが起きてくると思うのです。

基本的には、事業者の自主性に任せると先ほどもおっしゃられたのですが、①から④のところは当然だと思うのですが、実際につくるときに、行政などと全く相談しないわけではなくて、相談すると思うのです。その中で、ある程度つくっていくのではないかと思うのです。

ですから、そのやわらかい部分が全く入ってなくて、①から④でやって、実際はちゃんと相談してやるのか、それとも、⑤で窓口との調整だとか表裏でいろいろやるという部分を残しておいたほうがいいのか、そういった判断になると思うのです。

○佐藤（哲）会長 私も⑤支持派だったものですから同じような考えですけれども、ほかにどなたかご意見はありませんでしょうか。

○遠井委員 一つは、余り具体例を挙げ過ぎるのは縛ることになるということもありますけれども、事業者の予測可能性が損なわれるような表現もよくないと思うのです。

そのときに、⑤が入ると、デメリットも出てくると思いますし、反面、皆さんが非常に懸念されているのは、事業の過程で当初入っていなかったもので、全然やらないのは問題ではないかということが言えるのかどうかです。それが、もし技術指針ではなくて、ほかの場面で市長意見という形で事後に意見が出せることが明確であれば、技術指針で全てを包括しなくてもいいのかなという気がするのです。

性質から言えば、先ほどおっしゃったように、ここに市長の必要と認める場合というのを入れる必要があるかという、ないような気がします。ただ、先ほど言いましたように、ほかの事後の手続の中で指針ではない形で担保できるかどうかを確認させていただければと思います。

○佐藤（哲）会長 それについてはいかがですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 実際は、ご議論をいただいて、必ずしも市長意見で今まで出たものが全て技術指針どおり条例、規則の内容から全くはみ出していないかという、令の解釈上、違う場合もあると思います。逆に、手続をさかのぼって、準備書の段階で、事後調査なり環境調査なりをやっていませんというのはまずいのではないかとということで、本当は後出しじゃんけんになるのですが、これをやらないことによる影響が非常に大きいというのは、さかのぼってでもやってもらうことは可能ではあるのです。

基本的な流れとしては、次の段階に進んだら、さかのぼってやらせることはできないのですが、事業者がそれをやっていないことによって、ほかの調査結果などを考慮すると非常に問題があるという場合もあります。

そういう場合に、もし影響が少ないものであれば、追加でやってくださいということではできませんけれども、いろいろなことを勘案すると、やっておいた方がいいという場合もないとは限りません。そういうときには、市長意見として言うことができると思います。

ですから、一切後から言えませんとすると、万が一、その後に影響が波及するようなことがあれば、何にためのアセスメントの審議を行っているかわからなくなりますので、そういう場合は可能だと考えられております。

○遠井委員 もう一言だけにします。先ほどの意見にもありましたように、これからは、試行的、段階的に評価をしていかなければわからないことがたくさん出てくるということですね。試行的、段階的な評価に応じて、そういう措置をとっていただけるような文案になっていけばいいのかなと思います。従来のアセスでは、余りにも規制がぎちぎち過ぎて、順応的なものが十分反映されていないのではないかと思います。そうでもないでしょうか。運用で実際にされていたのかもしれませんが、同じく運用のできるのであれば、文案に入れる必要はありませんが、運用でやると、事業者側の不満が出てきたりということなどいろいろありましたので、ルールとして、その点を順応的にやりますということをどこかで入れておいたほうが、お互いに納得ができる気はします。

ただ、それを技術指針でやるのがいいのか、今おっしゃったように、事後の手続のところで順応的な方法があるということを含めたほうがいいのか、その辺はちょっと判断できないのですけれども、そういう気がしました。

○佐藤（哲）会長 複雑過ぎて、私には理解ができなくなってきました。

○村尾副会長 もうちょっと気楽に考えていいと思うのです。技術指針というのは、あくまでも準備書を事業者がつくるときの資料ですね。準備書が上がってきて、私たちが審議をして、事後調査が必要だと言えればいいのですよ。この項目に関しては事後調査が必要ですよ。先ほど宮下さんがおっしゃったのは、方法書に書かれたものに関して、準備書の審議の中で、この方法はいけないというのはなかなか言いづらいということをおっしゃったと思うのだけれども、事後調査に関しては、準備書を事業者が用意するわけですね。そして、私たちが、それは適当ではないと言えればいいだけの話ですよ。私はそう思います。

○遠井委員 それ能说えるのであれば、別に構わないと思います。

○村尾副会長 それは当然言えますよ。それを言えなかったら、審議会が何をやっているかわからないです。

○遠井委員 事後調査をしなさいと言えるかどうか。

○村尾副会長 それは、当然言えるのではないのでしょうか。私たちは専門の立場から、こういうことが起こったときに、ぐあいが悪いことが起こる可能性が非常に高いといった場合に、事業者では準備書に書き込んでいないけれども、この事後調査は必要であるということ審議会の答申として書き込めるというのは、当たり前のことだと解釈しております。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 村尾副会長が言われましたように、もし、審査マニュアルというものがあれば、審議会は必要ないわけです。我々事務局が担当部署としてその審査マニュアルに従って審査をして、基準に合っています、合っていないとすればいいだけなのですが、そうはいかない部分がありますので、専門の委員の皆様のご意見をいろいろ聞いた上で、私どもが判断させてもらうということになります。もしマニュアルをつくるとなると、恐らく、膨大なページのものになるのかなと思います。

○佐藤（哲）会長 事後調査に限らず、向こうから出てきたものについて、こちらで議論して、拒否することもあり得るわけですね。ですから、そこで議論した中で、事業者がどう判断していくかですね。こちらは、求めることをやっていくということですね。事後調査も一緒だと思うのですけれどもね。それと⑤がどうなのだという話とちょっとうまく整理できないですが、どうしましょうか。

もう予定の時間になってしまったのですけれども、もう一つの2-4のほうはどうですか。これを少しでもやっておいたほうがよろしいでしょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 次の資料2-4については、こうしなさいというより、努力規定です。いろいろな公表の仕方とか、期間の延長とか、住民が縦覧場所だけで限られた時間だけではなくて、もっと図書を見られるようにするという努力規定でございませぬ。例えば、公共事業で市の事業であれば、各部局が当然努力すべきことだと言えぬのですが、民間事業にまで言うのは、経費の問題もありますし、アセス自体が規制法ではなくて手続法ということで、事業者の努力に任せたいという部分も今のところあります。

現行では規定がないものですから、そういうことを第5の図書の公表についてとして入れてはどうかということです。

先日のパブリックコメントで市民からいただいた意見では、市の対応についてでございますので、それについて市としてやれるものは、技術的、ハード的な問題も含めまして今後検討していきたいと考えております。すぐに10月1日にできるかどうかわかりませぬけれども、順にいろいろなものを整備していきたいと考えております。

○佐藤（哲）会長 これについても、一度議論をする必要がありますね。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 資料2-3も含めまして、2-4について、この短い時間の中ではできません。次に、速やかに進めていきたいので、委員の皆様からメ

ール等で事務局宛てに資料2-3、2-4についてのさらなるご意見等をお寄せいただければと思います。5月の中旬ぐらいまでをめぐりに意見をいただければ、次の審議会のときにご紹介して、また議論を続けていけるかと思えます。お願いしたいと思えます。

○佐藤（哲）会長 2-3につきましては、ずっと①から⑤という話をしてきたのですけれども、2-4は、インターネット上で閲覧できるようにしてという話ですね。もう一度、この資料を見ていただいて、5月の中旬までに事務局にご意見を寄せていただきたいと思います。それをもとにして整理をしていただくということですね。

では、きょうは進行の仕方が悪くて中途半端になってしまいましたけれども、そういうことでよろしく願いいたします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 佐藤会長、どうもありがとうございました。

私も、初めての司会で、不手際があり、なかなか円滑に進めることができません、申しわけございません。

今、佐藤会長からもお話がございましたように、資料2-3、2-4につきましては、皆さんから5月中旬をめぐりにメール等でご意見をいただければと思います。また、次回の審議会は6月の中旬を予定しておりますが、また日程調整をさせていただきながら決定したいと思っておりますので、会議日程の調整についてもご協力をいただければと思います。

4. 閉 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） これで審議会を閉会いたします。

本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

また次回もよろしく願いいたします。

以 上